



埼玉県報

第 2 5 7 6 号
平成 2 6 年 3 月 1 4 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [総務事務システムサーバ機器等賃貸借に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [黒野谷土地改良区の清算人退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [鴻巣都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県道川越越生線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越越生線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成26年3月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成26年3月3日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人暮らしネット・えん

三 代表者の氏名

小島 美里

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市石神二丁目一番四号

五 定款に記載された目的

この会は、高齢者・障がい者の支援事業、調査活動、学習会、文化活動等の活動を通じて、高齢になっても、障がいがあっても、おとなも、子どもも共に生きる地域社会をつくることを目的とします。

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
総務事務システムのサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額
29,986,740円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー八潮店

埼玉県八潮市八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業地内七十七街区

五画地外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百四十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一九八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

ト 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）美徳商事株式会社賃貸店舗

埼玉県川越市大字石田字八ツ島町二百五十二番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

美徳商事株式会社 代表取締役 吉田光徳

埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目五番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治

東京都港区赤坂九丁目七番一号 外一者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百八十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時から午後十時

通常時の営業時間は午前十時から午後八時とします。

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前五時から午後十時三十分

通常時の利用可能時間帯は午前九時三十分から午後八時三十分とします。

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前九時、午後九時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニ ユーライフカタクラ川越店

埼玉県川越市の場八百三十一番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後六時三十分（年間五十日午後七時）

（変更後）午前六時十五分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後六時四十五分（年間五十日午後七時
十五分）

（変更後）午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十六年三月二十日

ニ 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルプロ川越

埼玉県川越市の場八百三十一番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ニューライフカタクラ川越店

（変更後）ロイヤルプロ川越

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）片倉工業株式会社 代表取締役 竹内章雄

東京都中央区明石町六番四号

（変更後）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号

ハ 変更年月日

平成二十六年二月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百四十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北上尾ショッピングモール

埼玉県上尾市緑丘三 十九 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）石丸電気株式会社 代表取締役 石丸俊之

東京都千代田区外神田一 九 一四 外 計三十者

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治

東京都目黒区青葉台二 十九 十 外 計二十五者

ハ 変更年月日

平成二十五年九月十二日外

二 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北上尾ショッピングモール

埼玉県上尾市緑丘三十九 一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二六一台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 四五九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五三一平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社マミーマート 午前九時から翌午前〇時

その他 午前十時から午後八時

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 午前九時から翌午前四時三十分

株式会社マミーマート 午前九時から翌午前〇時

その他 午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時から翌午前五時

（変更後）午前八時三十分から翌午前五時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）A棟荷さばき施設ナンバー一 午前八時から午後八時三十分

A棟荷さばき施設ナンバー二 午前八時から午後八時三十分

B棟荷さばき施設ナンバー一 午前八時から午後九時五十分

B棟荷さばき施設ナンバー二 午前八時から午後九時五十分

（変更後）A棟荷さばき施設ナンバー一 午前八時から午後八時三十分

A棟荷さばき施設ナンバー二 午前八時から午後八時三十分

A 棟荷さばき施設ナンバー三 午前六時から午後十時

B 棟荷さばき施設ナンバー一 午前八時から午後九時五十分

B 棟荷さばき施設ナンバー二 午前八時から午後九時五十分

八 変更年月日

平成二十六年四月一日

二 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年三月三十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六万平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二〇〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三五五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三五四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

総合スーパー 午前八時三十分から午後十一時

その他の小売業者 午前九時から午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から翌午前四時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 九か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

ト 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）BENIBANA WALK 桶川

埼玉県桶川市桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業地内四十二街区一画地（保留地）

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十一月十七日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二万七百八十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六七八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六二八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六四三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時

ト 届出年月日

平成二十六年三月四日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十四日から平成二十六年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十五年十二月二日解散認可した清算法人黒野谷土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
吉田 富男	埼玉県深谷市本田六千七百七番地
保坂 政司	同 大里郡寄居町大字今市三百四十二番地
吉田 伸一	同 深谷市本田六千二百二番地
吉田 致良	同 同 六千五十二番地七
吉田 貞雄	同 同 六千二百二番地二
吉田 進	同 同 六千三百三番地
吉田 正夫	同 同 六千百十二番地
吉田 治夫	同 同 六千五百五十番地二
吉田 巴	同 同 六千八百八十六番地
吉田 三代吉	同 同 六千二百三番地
吉田 實	同 同 六千三十番地
本田 善直	同 同 六千七十七番地
吉田 秀男	同 同 六千三十四番地
梅沢 功	同 大里郡寄居町大字今市七百十番地
小山 辰雄	同 同 三百三十六番地

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字芦ノ和田一一九七（次の図に示す部分に限る。）、「一一九八の一、一一九八の二、一二〇六、一二〇七の一、一二〇七の二、一二〇八から一二二〇まで、字東間庭一二九三の一、一二九四から一二九六まで、一三〇〇の二、一三〇一、一三〇二の二、一三〇三、字白沢一三八二、一三八四の一、一三八四の二、一三八六の一、一三八六の二、一三九二、一三九三、一四〇二から一四〇四まで、字六葉一四九八から一五〇二まで、一五〇四から一五一八まで、一五二〇、一五二一の一、一五二二の二、一五二三、一五二四の一、一五二七、一五二八の一、一五二八の二、一五二九の一、一五三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、「一五三〇の三から一五三〇の五まで、一五三一、一五三二の一（次の図に示す部分に限る。）、「一五三二の二から一五三二の四まで、一五三三の一、一五三三の三、一五三四の一、一五三四の二、一五三五の一、字堀田二六九五の一、二六九五の二、二六九九の一、二六九九の二、二七〇〇、二七〇一の一、二七〇一の二、字遠東三四〇八の一から三四〇八の三まで、三四〇九、三四一〇（次の図に示す部分に限る。）、「三四一一、三四一二、三四一三の一、三四一三の二、三四一四、三四一五、三四五〇、三四五一、三四九八の二、三五〇〇の一、三五〇〇の二、三五二六の一、字腰越四一八四（次の図に示す部分に限る。）、「四一八五の一、四一八五の二、四一八六の一、字諏訪平四三三七、四三三九、四三四三の一、四三四三の二、四三四四の二、四三四五、四三四六の三から四三四六の五まで、四三四八の二、四三五〇から四三五二まで、字井戸沢四三七一の一から四三七一の四まで、四三七二の一から四三七二の四まで、四三七三の一、四三七四の一、四三八一の二、四三八二の一、四三八四の一、四三八五の一、四三八六の一、四三八六の二、四三八七、四三八八、四三八九の一から四三八九の四まで、字長畑四三九〇の二、四三九〇の三、四三九〇の五、四三九一の一、四三九一の三、四三九一の四、四三九二の一、四三九三の一、四三九三の二、四三九三の四、四三九四の二、四三九七、四四〇一の一、四四〇二から四四〇四まで、四四〇七の一、四四〇七の二、四四〇八、四四〇九の一、四四二四の

- 一、四四二五、四四三五から四四三七まで、四四四一、字半淵四七五五の一から四七五五の四まで、四七五八の一から四七五八の五まで、四七五九の一、四七五九の五から四七五九の八まで、四七六〇、四七八六、四八〇三、四八〇四、四八〇七から四八一〇まで、四八二八の一、四八二八の二、四八二九、四八三〇、四八三二、四八三六、字家ノ下四六三七、四六七七、四六七九、四六九八の一、四七〇一、四七〇七、四七〇八、四七一七、四七一七、字丸岩沢四七四八の一、四七四八の二、字廣見四九一一、四九五一の一、字讓沢四九七五から四九七八まで、四九七九の二、五〇〇七、字挽坂五〇五七の一、五〇五七の二、五〇六九の一から五〇六九の四まで、五〇七〇から五〇七二まで、五〇七三の一、五〇七三の二、五〇七五、五〇七六、五〇七七の一から五〇七七の八まで、五〇七八、五〇九二の一、五〇九二の二、五〇九三、字案坂五〇九九から五一〇二まで、五一〇四、字滝前五二〇〇、五二〇一の一、五二〇二から五二〇八まで、字穴倉五二一四、五二一六、五二三九、字中尾五二七六の二、五二八七の一、五二九三、五二九四の一、五二九四の二、五二九六の一（次の図に示す部分に限る。）、五二九七の二、五三〇六、五三〇七の一から五三〇七の三まで、字市場五三三一から五三三三まで、字柴小屋五四三〇、五四三五、五四四四、五四四五、五四五〇、五四五一、字廣河原五四六四、五四九四、五四九六、五五三九の一から五五三九の四、字夜倉五五四一、五五四二、字煤川四五二〇の一、四五二〇の二、四五二一から四五二四まで、字上大谷三五五七から三五五九まで、三五九一の一、三五九一の二、字大林一七六〇、字上野沢一七七九の二、一八五五、一八五八、字桜本一九、一一〇の一、一一〇の二、字赤井沢五一九四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字六葉一四九八、一五三四の一、一五三四の二、一五三五の一、一五二四の一・一五二八の一・一五二九の一・一五三三の一・一五三三の三（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、字上大谷三五五八・三五五九・三五九一の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、三五九一の二、字桜本一〇九、一一〇の一、一一〇の二、字長畑四四〇の一・四四〇二から四四〇四まで・字家ノ下四六七七・四六七九・四六九八の一・四七〇一・四七一・四七一七・字半淵四八二八の二（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二九二の一、二九二の二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県所沢市大字新郷二〇四の八
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一二 三二 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字新郷五百六十六番一他八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百四立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百七十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 三〇 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

児玉郡上里町大字五明八百八十八 三 他三十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八千五百三十六立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

鴻巣市長から鴻巣都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅井 義明

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越越生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一九番一五地先まで	川越市的場北二丁目一番二 地先から	区 間
一四・〇〇〇 一七・〇〇〇	六・二五〇 九・〇五〇	敷地の幅員 (メートル)
	四九五・〇〇〇	延長 (メートル)
る。	道路改良事業によ	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅 井 義 明

川越越生線	路線名
川越市の場北一丁目四番五地先から 同市大字の場字鷹休台二二一九番一五 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)	供用開始の区間
平成二十六年三月十四日	供用開始の期日
道路改良事業による。 平成二十六年三月十四日川越県 土整備事務所長告示第三号で告 示した道路区域の一部供用開始 である。 延長三八二・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月二十一日

指令川建セ第二五〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十六年三月七日

川建セ第二五〇一五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字金光地三千三百十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡大字富田二千七百三十番地二

村田 裕

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年三月六日

指令川建セ第二四〇一一一二号

二 検査済証番号

平成二十六年三月十日

川建セ第二五〇一五二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字釜沼一七二八番一、一七三三番一、一七三三番

二、一七三七番八、一七五三番一、一七五三番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字中山一九五九番地一

学校法人 利根川学園 理事長 利根川 康平

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年二月二十五日

指令川建セ第二二〇〇七五一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月十日

川建セ第二五〇一五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字吉原字前通一八六番一、二〇〇番一、二〇一番一、

二〇一番二、二〇二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都北区豊島四丁目一番二号

クニヨシ株式会社 代表取締役 今井 泰士

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年三月三日

指令越建セ第二五〇〇三五二号

二 検査済証番号

平成二十六年三月十日

越建セ第五五一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字本郷八百二十三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県白岡市白岡千百三十二番地 プリムヴェールブリアン三〇一

小菅 博史

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年三月三日

指令越建セ第二五〇〇三〇二号

二 検査済証番号

平成二十六年三月十日

越建セ第五五二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目十三番一、十三番二、十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目十二番六号

中野 勝栄

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十月二十一日

指令越建セ第二五〇〇五一〇号

二 検査済証番号

平成二十六年三月十日

越建セ第五五三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百四十九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県吉川市大字平沼一千二百九十八番地 レイディアントー〇三

中島 一晃

告示

埼玉県選管告示第十八号

平成二十六年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年三月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、九三一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三七、〇六五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 六五、二四九人

南第二区 一四三、五六八人

南第三区 二三、三四一人

南第四区 三八、三九四人

南第五区 三〇、七三四人

南第六区 四二、九二八人

南第七区 二六、一六三人

南第八区 二五、四一九人

南第九区	四〇、四一四人
南第十区	四七、二三八人
南第十一区	三〇、五四九人
南第十二区	三〇、三九九人
南第十三区	六一、六六五人
南第十四区	三一、九三五人
南第十五区	一九、〇八五人
南第十六区	三〇、四五二人
南第十七区	一九、六四二人
南第十八区	四三、六六二人
南第十九区	一九、四六七人
南第二十区	三三、四二一人
南第二十一区	三五、〇八〇人
南第二十二区	二一、〇一七人
西第一区	九三、七三五人
西第二区	四〇、七二四人
西第三区	二二、四九一人
西第四区	四二、七九〇人
西第五区	一五、七九五人
西第六区	二九、二一〇人
西第七区	二三、八〇九人
西第八区	九四、一二七人
西第九区	一五、六三三人
西第十区	一三、四〇六人
西第十一区	二七、二三七人
西第十二区	一八、九六六人
西第十三区	一一、七九四人
西第十四区	二四、三七一人
西第十五区	二六、七九六人
北第一区	一八、二八八人
北第二区	一二、〇九二人
北第三区	一五、二四二人
北第四区	二一、四一三人
北第五区	四八、九九九人

北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

五五、〇八〇人
二三、三四四人
一五、二〇一人
一八、七六六人
一五、一四七人
一九、二七三人
一七、五〇三人
二八、九九六人
五五、二三六人
八九、〇五七人
二二、四一三人
三六、六六一人
一七、六八五人
一四、九二七人
三一、三八一人
一七、八八二人

告示

埼玉県選管告示第十九号

平成二十六年三月三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十六年三月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、九二一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三七、〇〇六人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第二区

一四三、四九〇人